

令和二年秋田県議会第二回定例会会議録

第三号

議事日程第三号

令和二年九月十八日(金曜日)

午前十時開議

第一、一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前十時開議

本日の出席議員

四十三名

一	番	小野一彦	二	番	松田豊臣
三	番	鳥井修	四	番	宇佐見康人
五	番	住谷達	六	番	児玉政明
七	番	小山緑郎	八	番	鈴木真実
九	番	薄井司	十	番	加賀屋千鶴子
十一	番	吉方清彦	十二	番	佐々木雄太
十三	番	杉本俊比古	十四	番	鈴木健太
十五	番	佐藤信喜	十六	番	今川雄策
十七	番	鈴木雄大	十八	番	加藤麻里
十九	番	佐藤正一郎	二十	番	三浦茂人
二十一	番	小原正晃	二十二	番	沼谷純
二十三	番	高橋武浩	二十四	番	佐藤雄孝
二十五	番	北林丈正	二十六	番	竹下博英
二十七	番	石川ひとみ	二十八	番	東海林洋
二十九	番	渡部英治	三十	番	近藤健一郎
三十一	番	工藤嘉範	三十二	番	佐藤賢一郎
三十三	番	加藤欽一	三十四	番	近藤健一郎
三十五	番	小松隆明	三十六	番	石田寛

二十九	番	渡部英治	三十	番	原幸子
三十一	番	工藤嘉範	三十二	番	近藤健一郎
三十三	番	加藤欽一	三十四	番	佐藤賢一郎
三十五	番	小松隆明	三十六	番	石田寛
三十七	番	三浦英一	三十八	番	土谷悦寛
三十九	番	柴田正敏	四十	番	川口勝一
四十一	番	鶴田有司	四十二	番	鈴木洋一
四十三	番	北林康司			

出席議員

四十三名

三十七番	三浦英一	三十八番	土谷勝悦
三十九番	柴田正敏	四十番	川口一
四十一番	鶴田有司	四十二番	鈴木洋一
四十三番	北林康司		

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	佐竹敬久
副知事	堀井啓一
副知事	川原誠
総務部長	神部秀行
総務部危機管理監(兼)広報監	渡辺雅人
企画振興部長	出口廣晴
あきた未来創造部長	高橋修
観光文化スポーツ部長	嘉藤正和
健康福祉部長	佐々木薫
生活環境部長	鎌田雅人
農林水産部長	佐藤幸盛
産業労働部長	猿田和三
建設部長	小林賢太郎
会計管理者(兼)出納局長	柳田高人

総務部次長	松本欣也
財政課長	神谷美来
教育委員会教育長	安田浩幸
警察本部長	久田誠

●議長(加藤鉦一議員) これより本日の会議を開きます。

日程第一、一般質問を行います。

●議長(加藤鉦一議員) 御異議ないものと認めます。まず、十六番今川議員の発言を許します。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(加藤鉦一議員) 御異議ないものと認めます。まず、十六番今川議員の発言を許します。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(加藤鉦一議員) 御異議ないものと認めます。まず、十六番今川議員の発言を許します。

【十六番(今川雄策議員)登壇】

●十六番(今川雄策議員) おはようございます。自由民主党の今川です。九州地方を始め、全国各地で豪雨による甚大な被害が多発しております。尊い命を失われました方々の御冥福と、そしてまた被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げます。

自然災害が頻繁に発生しているこの頃、政府は、減災対策を中心とした国土強靱化を急務と捉え、予算を大幅に増額し、防災・減災対策に集中的に取り組んでおります。本県においても、建設部関係の六月補正後予算額は、一般会計で約八百七十七億円、昨年度比四十六億円の増、公共事業の補助事業においては、約三百八十五億円で同じく二十億円の増となっております。また、社会資本の整備においては、高速道路の四車線化について、昨年度、秋田自動車道横手インターチェンジから湯田インターチェンジ間のうち約七・七キロメートルが事業化されたほか、ミッシングリンクの解消に向けた取組としては、日本海沿岸東北自動車

道の開通見通しが、二ツ井今泉道路は令和五年度、遊佐象潟道路は令和七年度から八年度と公表されるなど、企業誘致、観光振興、物流などの面においても大きな前進が図られたものと感じているところです。さらに、人口減少が進む本県において、市町村との協働が重要な視点であり、今年の四月に供用を開始した県北の広域汚泥資源化施設は、人口減少に対応した有効な事例であると考えられます。地方が抱える様々な課題の解決に向け、このような事業の進捗が図られたことは、知事を始め県当局、諸先輩議員の方々が今まで取り組まれてきた国への強い働き掛けと良好な関係の構築によるものであり、引き続き、国と県、市町村のよりよい連携体制が維持され、防災・減災対策を始め、本県の社会資本整備を着実に進めていくことを願うものであります。

さて、一昨日招集されました臨時国会において、本県出身の菅義偉前内閣官房長官が第九十九代内閣総理大臣に指名されました。改めて心からお喜びを申し上げたいと存じます。日本の立ち位置を、確実に世界中に捉えた安倍前総理の意志を受け継ぎ、新型コロナウイルスとの戦いにリーダーシップを発揮していただき、地方出身の誇りと持ち前の強靱な心で、強くて優しい国政の舵取りに邁進していただくことを心から願います。い、通告に従い質問をさせていただきます。

はじめに、知事の政治姿勢について伺います。

スピードを上げて押し寄せる人口減少と少子高齢社会。これに加え、社会の様々なシステムに影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症の問題。さらには、想定を大きく超える相次ぐ自然災害の発生。今までのあらゆる想定がことごとく覆される最近の状況は、今後更に大きな被害を生じさせる怖さを感じさせられます。恐らく、今を生きる誰もが経験したことのない局面に立っているのが現在の姿であります。これらの問題は、今すぐに解決できるものではなく、できる全ての手段を講じながら、我慢強く乗り越えていくしか方法はないものだと認識をします。

このような様々な課題が山積する中において、知事は三期目の締めく

くりを迎える時期となりました。知事は、行政経験を積み、その後、県都秋田市の市長を二期務められました。その間、全国市長会の会長や政府税制調査会の委員を務められるなど、人口減少や少子高齢社会の壁に悩み苦しむ地方の代表として、国に対し、この実情を真摯に訴え続けてこられました。安倍前内閣の重要施策の一つである地方創生は、知事が全国市長会等を通じ訴えられた地方の実情を、国がしっかりと捉えたものであり、その認識は、一昨日発足した菅新内閣においても、確実に引き継がれていくものと確信をします。

また知事は、県と県内各市町村との連携の強化にも力を注がれ、様々な施策を講じられてきました。人口減少社会の中において、これまで県や市町村がそれぞれ単独で維持してきた公共施設やインフラの整備・維持は、将来的な更新経費と合わせて、大きな財政負担が見込まれ、引き続き厳しい状況が続くものと想定されます。このため、本県においては、県と市町村との協働・連携や市町村間の連携などに取り組むことで、人口減少下においても一定の行政サービスの水準を維持し、地域の行政課題を適切な役割分担と連携により解決していくための一つの手法として、県と市町村が連携した施設整備や一体的な事業の管理・運営を進めてきました。その一例として、生活排水処理施設の広域化・共同化事業を進め、県の臨海処理区と秋田市の八橋処理区の統合を行い、今年八月に供用が開始されました。このことは、これからの人口減少下のインフラ整備・維持における「秋田モデル」として捉えられております。また、県民会館と秋田市文化会館の統合施設として、県と秋田市が共同で県民会館跡地に建設をしております「あきた芸術劇場」の建設も着々と進められております。

このような様々な施策を展開する中で、国と県、市町村は、今までになかったほど強固なトライアングルの形でしっかりと連携をしております。この関係は、今後も引き続き大事にしていかなければなりません。しかしながら、今後は更に、新型コロナウイルス感染症への対応や人口

減少問題など、様々な面において難しい県政運営になるものと想定されます。これらの課題が山積する難しい県政運営を進めていくためには、どのような認識で立ち向かうことが望ましいと捉え、担っていかうと考えておられるか、知事の御所見を伺います。

次に、多発する災害の激甚化への対応について伺います。

平成二十三年の東日本大震災、平成二十八年の熊本地震、平成二十九年の九州北部豪雨をはじめ、地震や大雨などの災害が多発しており、最近では、災害の激甚化により被害が拡大傾向にあります。災害の発生を完全に防ぐことは不可能なことでありますが、一方で、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る減災を基本とし、被災した場合でも人命が失われないことを重視し、経済的被害が最小限に抑えられるよう、様々な対策を組み合わせて被害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめることが肝要であります。また、減災に向け、ハード・ソフト両面の対策を推進するとともに、自らの命は自らが守るという意識の徹底が求められます。

今年六月、国の防災基本計画に基づき、本県の地域防災計画が見直されましたが、どのような点に重点を置き、また、どのような点に配慮して見直しをされたのか、危機管理監に伺います。

この計画の推進に当たっては、ハード対策では限界があることも前提に、ハード・ソフトを組み合わせた一体的な災害対策の推進や最新の科学的知見により、起こり得る災害及び被害を的確に想定し、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、災害対策の改善を図ることとされており、また、県・市町村及び防災関係機関は、平時からの災害に対する予防策として、人的・経済的被害を軽減させるための備えとして、主要交通や通信機能の強化、市街地開発事業などによる災害に強いまちづくり、住宅、教育・医療等の公共施設構造物・施設、ライフライン機能の安全性確保を図るとともに、関係機関が連携した実践的な訓練等の実施、さらには、災害時の応急・復旧対策の適切な運用に向けた関係機

関相互の連携協力体制の整備、被災者支援対策として、高齢者・障害者、乳幼児等の要配慮者等の視点から捉えた避難所運営など、多くの住民が参加できるこれらの諸対策に関する実践的な防災訓練の実施と防災思想の普及・啓発に努めることとされており、さらには、自らの命は自らが守るとの意識の徹底や、県及び市町村は、行政主導のソフト対策の限界を前提とし、住民一人一人が自ら行う防災活動や地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者などが連携して行う防災活動など、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るとし、高齢者・障害者などに配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場において地域を構成する多様な主体の参画を拡大し、各種防災対策の充実に努めることとされており、

私たちは、災害から尊い命を守る前提としての、自助・共助・公助という原点を今一度認識していかなければなりません。同時に、ハード面の強力な推進について、国に対する働き掛けを強めていかななくてはなりません。今回見直しを行った県地域防災計画の下、多発する災害の激甚化に対応するため、今後どのようにこの計画に則った対策を進め、災害に強い本県を目指していくのか、危機管理監の所見を伺います。

次に、教員採用の在り方について伺います。

未来を担う子供たちへの教育の充実には、教育の直接の担い手である教員の存在が大きなウエートを占めます。複雑化し難しい時代の中で、子供たちに適宜誠意を持って教えるだけでなく、対保護者、対地域との関わりなど、学校という現場において適切に御対応くださる現場の先生方に、改めて感謝を申し上げるものであります。一方で、教員には、これからの時代に求められる質の高い学びを実現するとともに、複雑化する教育課程に適切に対処するための指導力の向上が問われており、グローバル化や知識基盤社会の到来、少子高齢化の進展など、社会が急速な変化を遂げる中で、様々な変化にしっかりと向き合い、これからの時

代を生き抜く人材をどう育てていくか、個人の特性に応じた豊かな社会性と人間性を育むといった観点においても、教育の重要性はますます高まっております。とりわけ学校教育においては、学習指導要領において、自ら課題を発見し、主体的に知識・技能を身につけ、学びを社会に生かしていく、「生きる力」を育む教育の実現を目指すほか、グローバル人材の育成に向けた教育の充実、キャリア教育・職業教育の推進を始めとして、いじめ・不登校等の生徒指導上の諸課題への対応、そしてまた道徳教育の充実、さらには、きめ細かで質の高い教育に対応するための教育の直接の担い手である教員の資質の向上、指導体制の整備など、複雑化・多様化する教育現場への対応が求められております。

このような中、教員の大量退職・大量採用等により生じる年齢構成や経験年数の不均衡により、これまで現場を支えてきたベテランの教員が少なくなり、特に若手教員への知識や技能の継承をいかに行っていくか、大きな課題となっております。このことは、現在の本県教員の年齢構成を見ても決して例外ではなく、むしろ喫緊の大きな課題となっているのが実態です。令和二年四月現在の県教育委員会の統計によると、小学校は五十代以上が六七・三％、四十代が一六・九％、三十代が七・五％、平均年齢が五十歳となっております。また、中学校は五十代以上が五九％、四十代が二三・七％、三十代が一・一％、二十代が六・二％の平均年齢四九・一歳となっております。高等学校は五十代以上が四六・二％、四十代が四〇・四％、三十代が一〇・八％、二十代が二・六％となっております。平均年齢は四十八・五歳であります。さらに、特別支援学校では五十代が三〇・七％、四十代が三六・五％、三十代が一九・九％、二十代が七・七％の平均年齢四十五・三歳となっております。小・中学校から高等学校、特別支援学校まで、五十代・四十代の教員が圧倒的に多く、三十代、二十代の教員が著しく少ないという大きな不均衡が生じております。

現状から見ると、経験が豊富で高い技能を持ったベテランの先生方が

「教育立県あきた」を支え、担ってくれていることは、子供たちにとってはプラスではありますが、一方で、今後二十年以内にはベテランの五十代以上と四十代の教員の多くが退職時期を迎え、知識や技能の継承がうまくいかなくなるのではないかと懸念が生じます。教育長は、この現状をどう捉え、どのような問題意識を持って対応していくものかお伺いをいたします。

文部科学省では、教員の大量退職・大量採用等によって教員の年齢構成や経験年数に不均衡が生じていることや、主に教員の養成を担う大学と主に研修を担う教育委員会等の連携が不十分であることなどの課題があると捉え、平成二十八年に教育公務員等特例法等の一部改正を行い、教育委員会と大学等の連携・協働を強化しつつ、教員の養成・採用・研修の各段階を通じ、キャリアステージに応じた資質の向上を図る体制の整備などを進める対応策を講じております。また、教員としての適性を有する人材の確保の観点から、各都道府県教育委員会等における採用選考方法の改善を促し、本県においても、県内外の教育学部のある大学への訪問活動の実施や他県教諭等の優遇措置を設け、他県で継続して三年以上の教諭経験を持つ教員を呼び込むことを念頭に置いた対策を講じます。しかしながら、教員の年齢構成や経験年数の不均衡の状況は、すぐには解消できるものではなく、長期的な視点で取り組むべき課題であると思っております。

本県の日指す教育の姿を、未来にしっかりと引き継ぐための学校教育の担い手である教員の今後の採用の在り方について、教育長の所見を伺います。

最後に、学校運動部活動の在り方について伺います。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、学校における一斉休校、そして様々な活動の休止が続きました。感染症の収束が見通せない状況の中で、児童・生徒の活動スタイルに変化が生じ、仕方のない現実を受け

止めながらも、変化に追いつくまでは相当戸惑ったものだったと思います。中でも、各部活動に取り組んできた児童・生徒たちにとっては、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、あらゆる大会等が取りやめとなり、特に最終学年の児童・生徒たちにとって、集大成となる中総体・高校総体をはじめ最後の大会が開催できないこととなったことへの気持ちの落ち込みは、相当なものだったと認識をしております。

しかしながら、このような状況にあっても気持ちを前に向け、今取り組むべきことを定めながら、記録ではなく記憶に残るような集大成にしようとする多くの子供たちの姿に、様々な場面で感動を覚えました。多感な時期の部活動。今までの取組を通して、この想定外の状況でも前に進んでいくことができる強い気持ちを習得できたことが、部活動の経験だったんだろうと推測します。子供たちにとって部活動での経験・体験は、教室の中では得られない、今後につながる貴重なものだったと確信をします。

さて、平成三十年に、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示されました。運動部活動は、学校教育の一環としてスポーツに興味と関心を持つ生徒の自主的・自発的な参加により、顧問の教員を始め、関係者の取組や指導の下に運動やスポーツを行うものであり、生徒の心身にわたる成長と豊かな学校生活の実現に大きな役割を果たし、様々な成果をもたらしています。しかしながら、社会や経済の変化などにより、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができないような課題が増えるとともに、少子化が進み、運動部活動においては、従前と同様の運営体制では維持することが難しくなってきました。学校によつては存続の危機に陥っております。生徒たちの資質・能力を育む基盤として、運動部活動を持続可能なものにするためには、ニーズに応じた運動・スポーツを行うことができるよう、運動部活動の在り方を抜本的に改革する必要性があると捉え、ガイドラインが示されたものであります。このガイドラ

インには、「適切な運営のための体制整備」、「合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組」、「適切な休養日等の設定」、「生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備」、「学校単位で参加する大会等の見直し」など、多岐にわたる課題が設定されております。

本県においても国のガイドラインを受け、運動部活動の充実・発展はもとより、その運営や指導方法の一層の向上が図られるよう、本県の運動部活動の在り方に関する方針、運動部活動を行う際に考慮したい基本的な事項や留意点などをまとめた「運動部活動運営・指導の手引」を、平成三十年八月に策定したほか、第三期ふるさと秋田元気創造プランや第三期秋田県スポーツ推進計画を踏まえ、中学校・高等学校の運動部に所属する生徒が、スポーツに継続して取り組めるよう、運動部活動に対する支援や指導者の育成を行うことを目的とし、運動部活動指導員配置事業や秋田型運動部活動サポート事業などに取り組む運動部活動活力アップ支援事業を実施しておりますが、その実施状況と成果はどうでしょうか。教育長に伺います。

勝つための努力と勝ったときの喜びと達成感、負けたときの悔しさと次の目標に向けた更なるひたむきな努力。時代や環境の様々な環境の変化がある中にあつても、子供たちにとっては、運動部活動を通して教室の中では得られない自らの糧になるものがある、ということにも配慮した在り方を大切にしていかなければなりません。スポーツ技能等の向上のみならず、生きる力の育成や豊かな学校生活の実現にもつながる学校運動部活動について、どのような課題があり、今後具体的にどのような対策を進めていかれるものか、教育長の所見を重ねて伺います。

以上で質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

●議長（加藤鉦一議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君）登壇】
●知事（佐竹敬久君） おはようございます。今川議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、私の政治姿勢でございます。

私は本県の持つ様々な可能性に目を向けつつ、地球環境の保全やグローバル化の進展、第四次産業革命など社会経済の動向にアンテナを張りながら、行政運営の面で近年必要性が増している自然科学面やビッグデータ解析などについて幅広く学び、事象の本質を見極めるとともに、独善に陥らないよう職員の能力を十分発揮できる状況を作りつつ、主要な施策・事業については最終的に自らの責任で形にしてきたところであります。

こうした考えのもと、新型コロナウイルス感染症という未曾有の危機への対応については、医療・検査体制の充実強化と県内経済の下支えの両面から対策を講じてまいりましたが、今後は、コロナ禍収束後の経済の回復を見据え、高速通信環境の活用やデジタル化を加速させるとともに、新たなサプライチェーンの構築や食料供給力の向上、再生可能エネルギーの大幅な導入など、本県の優位性を生かした取組を積極的に推進してまいります。

県政の最重要課題でございます人口減少の克服に向けては、社会減を抑制する取組の効果が見え始めておりますが、引き続き首都圏等からの人材誘致を図るため、上場企業などを対象とした大規模なアンケート調査やリモートワーク等の拠点施設の整備に対する助成を行うなど、更なる人の流れづくりにつながる施策を積極的に進めてまいりたいと考えております。

県と市町村との連携については、経営基盤の安定化と事業の効率化を図るため、生活排水処理の広域化・共同化に取り組んだほか、効率的な施設整備と運営を目的に県・市連携文化施設の建設を進めているところであり、人口減少下において、こうしたことは一層重要になることから、幅広い分野を捉え、引き続き県と市町村の一体的な取組を推進してまいります。

また、今般、本県出身者として初めて内閣総理大臣に菅義偉氏が就任

されましたことは、誠に喜ばしい限りであります。苦難の道でもたゆまぬ努力によって歩みを進め、大事を成し遂げられたことは、政治の道のみならず全ての道に当てはまるものであり、多くの人々に勇気を与えてくれたものと感じております。菅総理の政治信条でございます「自助・共助・公助、そして絆」については、様々な意見もありますが、単に個人を対象としたものと捉えるのではなく、私たちの地方公共団体という組織に当てはめても相通じるものがあると考えております。すなわち、自治体の運営は自助努力を基本としつつも、共助として、例えば生活排水処理の広域化・共同化や県・市連携文化施設の建設、公助として、国の責任において高速道路等を整備するよう求めていくこと、そしてきずなは、どのような立場にあっても郷土を愛し、誇りに思いながら人に対する優しさを持ち続けることと捉えております。

私としましても、県政改革の更なる推進に加え、これまで以上に努力していくことが必要であると改めて認識しているところであり、当面、新型コロナウイルス感染症への対応を始めとした諸課題に対し、日々全力で取り組んでまいります。

私から以上でございます。

●総務部危機管理監(兼)広報監(渡辺雅人君)登壇
【総務部危機管理監(兼)広報監(渡辺雅人君) 登壇】
県の激甚化への対応についてお答え申し上げます。

県の地域防災計画については、近年の広域化・激甚化する災害対応から得た教訓や、道路法、水防法など関係法令の改正を踏まえ修正された防災基本計画等に基づき見直しを行ったところであり、減災に向けたハード・ソフト対策を強化するとともに、住民の「自らの命は自らが守る」という意識の徹底等について重点的に推進することにしております。特にこの数年は、多くの命が水害や土砂災害等により失われていることから、五段階の警戒レベルを用いた防災情報の提供や、要配慮者利用施設による避難確保計画の作成及び避難訓練の実施のほか、防災知識の普

及啓発など、住民避難に関する多くの見直しを行っております。

県としましては、この計画を踏まえ、県・市町村職員への実務研修や気象情報ワークショップなどにより、住民に対し正確で分かりやすい防災情報を伝えるための体制を強化するとともに、要配慮者利用施設への避難確保計画の作成を働き掛けるほか、学校における防災教育や出前講座、自主防災リーダーの育成支援などを更に進めてまいります。こうしたソフト対策のほか、道路や河川の整備などのハード対策を引き続き集中的に実施するため、国に対し国土強靱化基本計画に基づく支援の継続や必要な予算の確保を要望していくとともに、市町村や関係機関との連携を強化しながら、洪水浸水想定区域等の見直しによるハザードマップの改訂など、ハード・ソフトの両面にわたる取組を着実に推進し、災害に強い秋田づくりに向け取り組んでまいります。

私からは以上であります。

【教育委員会教育長（安田浩幸君）登壇】

●教育委員会教育長（安田浩幸君） 今川議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、教員の知識・技能の継承についてですが、議員御指摘のとおり、本県では、全校種において教員の年齢構成に不均衡が生じており、特に小中学校においては、間もなく退職期を迎える五十代の割合が高く、教員の知識や技能の継承は喫緊の課題となっております。このため、教科指導に優れた教員を教育専門監やコア・ティーチャーとして登用し、指導技術の継承を図るとともに、再任用の教職員を若手教員の指導に活用することや、ベテラン、中堅、若手教員が一つのチームとして研修を進めるなど、校内研修の充実に取り組んでいるところであります。

県教育委員会としましては、これらの取組を通じて、指導のノウハウを若い世代に継承し、教員全体の指導力の向上に努めてまいります。

次に、今後の教員採用の在り方についてであります。教員採用試験

においては、これまで、幅広い年齢層から優秀で多様な人材を確保するため、受験年齢制限の撤廃や、他県で勤務している教諭等に対する試験の一部免除に加え、大学推薦特別選考や社会人特別選考の導入など、制度の見直しに努めてきたところであります。また、今年度からは、講師等の経験年数に応じた試験の一部免除のほか、高等学校等における、情報の免許や司書教諭の資格保有者等への優遇措置を実施しております。

今後も、本県教育の未来を担う優秀な人材を確保できるよう、長期的な視点から採用試験の在り方について検討し、必要な取組を実施してまいります。

次に、運動部活動に関する事業の実施状況と成果についてであります。運動部活動指導員配置事業は、昨年度、秋田市と由利本荘市の中学校に、部活動指導員を計二十一名配置してスタートし、今年度は、鹿角市、大館市、能代市、湯沢市を加えた六市、計三十六名に拡充したところであります。本事業を活用した中学校では、専門的な指導を受けられることによる技術の向上や、生徒・保護者の満足度の高まりなどに加え、顧問の負担軽減といった教員の働き方改革についても成果があったものと捉えております。

また、秋田型運動部活動サポート事業においては、指導者研修や栄養講演会の開催等により、最新の知識をもとにした幅広い指導力を身につけられるよう支援することで、合理的かつ効率的・効果的な活動が展開されていると認識しております。

県教育委員会としましては、今後も各事業の成果と課題を検証しながら、各学校における運動部活動の更なる活性化に努めてまいります。

最後に、運動部活動の課題と今後の進め方ですが、議員御指摘のとおり、少子化が進む本県においては、生徒自身が希望する部活動を選択できないケースや、単独の学校では大会に参加できないケースの増加が課題となっております。昨年度は、中学校で百五十七校七十六チームが、高等学校では三十校十二チームが合同で大会に参加しており、そ

の数は増加傾向にあるため、近隣の複数校で活動する合同部活動や、合同チームによる大会参加など、運営体制の更なる整備が必要です。また、文部科学省からは、休日の部活動の運営を段階的に地域に移行する案が示されたところでありますが、保護者も含めた関係者の意識改革や人材の確保など、多くの課題があることから、今後は、国の動向を注視した、幅広い議論が必要であると認識しております。

県教育委員会としましては、部活動を取り巻く環境が大きく変化する中にあっても、子供たちが技能の向上のみならず、指導者や仲間との好ましい人間関係を構築し、自己肯定感を高めることで、豊かな学校生活を実現できるよう、部活動の充実に努めてまいります。

私からは以上であります。

●議長（加藤鉦一議員） 十六番今川議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は十一時といたします。

午前十時四十四分休憩

午前十一時再開

一	出	二	四十三名
番	席	番	
一	小野一彦	二	松田豊臣
番	鳥井修	番	宇佐見康人
三	住谷達	四	児玉政明
番	小山谷緑郎	番	鈴木真実
五	薄井司	八	加賀屋千鶴子
番	七	番	
番	九	番	
番	十一	番	
番	十三	番	
番	十五	番	
番	十七	番	
番	十九	番	
番	二十一	番	

二十三番	高橋武浩	二十四番	佐藤雄孝
二十五番	北林丈正	二十六番	竹下博英
二十七番	石川ひとみ	二十八番	東海林洋
二十九番	渡部英治	三十番	原幸子
三十一番	工藤嘉範	三十二番	近藤健一郎
三十三番	加藤鉦一	三十四番	佐藤賢一郎
三十五番	小松隆明	三十六番	石田寛
三十七番	三浦英一	三十八番	土谷勝悦
三十九番	柴田正敏	四十番	川口勝一
四十一番	鶴田有司	四十二番	鈴木洋一
四十三番	北林康司		

地方自治法第二百一一条による出席者

休憩前に同じ

●議長（加藤鉦一議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一、一般質問を継続いたします。三十七番三浦議員の発言を許します。

【三十七番（三浦英一議員）登壇】（拍手）

●三十七番（三浦英一議員） 会派みらいの三浦英一です。今回、質問の機会を与えていただいた会派の議員はもとより、先輩、同僚議員の皆様にも心より感謝を申し上げます。

質問に入る前に、この度、総理大臣になられました菅総理におかれましては、心よりお祝いを申し上げます。地元湯沢市や秋田県はもとより、東北六県の皆様にとりまして、この上ない朗報であり、祝福ムードで盛り上がっているとあります。とりわけ、東日本大震災で復興中の地域の皆様とは、同じ東北人として、同じ目線で寄り添ってくれるも

のと大いに期待するものであります。

それでは、質問に入らせていただきます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症に関する諸課題について、四点ほどお伺いします。

まず一点目の陽性者に係る情報の公表の在り方について、知事にお伺いします。

芸能人やスポーツ選手の中には、SNSなどを通じ、自らが感染した事実を包み隠さず公表する方がおります。公に活動しておられるとはいえ、なかなか勇氣と決断力が必要であると推測されます。一般に行政では、新型コロナウイルスの陽性が判明した感染者については、本人の同意がなければ個人情報公表は行っておりません。しかし、感染拡大の防止のための緊急的な措置として、必要限度で個人情報を公表する事例も見受けられます。

山口県の村岡知事は、七月十七日に緊急記者会見を開き、一人の男性ユーチューバーの活動名を明かした上で、その男性の行動歴を公表しました。そのユーチューバーの男性は、七月十日に山口県を訪れ、有名観光地や居酒屋に立ち寄り、SNSで行動を発信して人を集め、マスクを着用せずに多くの人と接触を繰り返していましたが、十五日に新型コロナウイルスに感染していることが判明し、翌十六日には、その男性と接触した山口県民お二人の感染が明らかになりました。山口県知事は、十七日の会見で、こうした経緯を明らかにしつつ、県内の観光地などでそのユーチューバーの男性と接触したなどの心当たりのある人は保健所へ相談するよう呼び掛けるといふ事態に発展したのです。感染症法は、国や都道府県に対し、感染症に関する情報を積極的に公表することを定めています。しかし同時に、公表に当たっては「個人情報保護に留意しなければならぬ」とも定めております。本名ではないものの、ユーチューバーの活動名を挙げ、人物を特定した上で感染の事実や詳細な行動歴を明かすことは、個人の情報を世間に知らせることになってしまい、

公表された人にとっては様々な不利益が生じる可能性があります。山口県知事は悩みに悩みましたが、男性は事前に行き先をSNSで公表しており、それぞれの場所には不特定多数の人が集まっていたという事実を重視し、公表に踏み切ったものと思われまふ。同県の条例では、生命や財産を保護するため、緊急でやむを得ない必要があるときは、例外的に本人の同意なく個人情報第三者に提供できると定めています。感染封じ込めのためにやむを得ない事態ということで、同県は公表に踏み切ったのであります。その後、五日間で九百三十八件の相談が寄せられ、新たに一人の陽性が判明したそうです。後日の記者会見で山口県知事は、「極めて異例ではあるが、これしか方法がなかった」と強調しました。プライバシー問題に詳しいある弁護士は、「二次感染を食い止めるためには、情報公開は不可欠で県の判断は妥当だった」とコメントしております。幸い本県においては、山口県のような事例は起こっておりませんが、今後、いつどのような状況に直面するか分からないのが、このコロナ禍の現状なのであります。

新型コロナウイルス感染症に関し、個人のプライバシーの保護と感染拡大防止という公益的な観点のバランスは、非常に難しい問題であると思ひます。折しも今月初め、政府の「新型コロナウイルス感染症対策分科会偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ」が開催され、感染防止に役立つ公表基準について議論が交わされております。山口県のような感染拡大の防止のための積極的な情報の公表が求められるという見方がある一方、差別や偏見が助長されては、かえって積極的疫学調査に抑制的な効果を生じさせかねないという見方もあります。

そこで知事にお伺いします。感染拡大防止という緊急を要する場合、どういった情報を公表するかを時間を掛けては検討できません。このため、様々なパターンを想定し、陽性者等に関する公表の方針や基準をあらかじめ定めおくことが重要であると考へますが、いかがでしょうか。

また、県内初のクラスター感染が発生した事例では、秋田市との共同

会見において、陽性者が所属する企業名等に加え、その企業のバスケットボールチームの練習試合相手の高校名が公表されましたが、やや踏み込んだ対応のようにも感じました。未成年者に関する公表については、より多くの配慮が必要となると思いますが、この点を含め、知事の御見解をお聞かせください。

二点目は、祭事やイベントの開催について、知事にお伺いします。

経済対策については、コロナ禍の消費喚起策として、県は、プレミアム宿泊券を追加発行する関連予算を今議会に提案されました。初回の発行時には、四十万枚の発行数を上回る購入希望があり、抽選販売となった経緯もあることや、県内の旅館やホテル百九十八社で構成する県旅館ホテル生活衛生同業組合からの支援要請もあつたことなどを踏まえた措置であるものと思います。県境をまたぐ県内への観光の自粛ムードの影響により、県内宿泊関連業者は壊滅的な打撃を受けている現状に、業者にとっては本当に救われる事業であることは間違いないところであります。

一方、冠婚葬祭やイベント開催の自粛などが地域経済に大きな影響を与えております。コロナにより、宿泊だけではなく、多くの人が集まる冠婚葬祭行事や会議、スポーツ大会、コンサートが軒並み取りやめとなつたり、規模を縮小して開催されております。具体的には、例えば結婚式は、結婚されるカップルが友人や同僚を招待するような大規模な披露宴を自粛し、身内だけの会食だけにとどめている事例が見受けられるほか、葬儀関係では、御家族が亡くなられた場合、遠方の友人はもとより、親戚の参列も遠慮し、家族葬で執り行われることが多くなっているようです。また、今年も、高校総体や中学総体が中止となり、大会を指して日々の練習に取り組んできた生徒の目標が突然奪われることとなつてしまいました。代替となる大会が開催された競技もありますが、無観客での開催となるなど、やはり規模としてはかなり縮小して実施されております。このほかに、県内各地で予定されていたライブやコン

サート、文化芸術に関する催しなどは、その多くが中止あるいは延期となつております。こうした祭事やイベント・行事は、例えば、飲食に関わる仕出し業者や、そこに食材を納入する卸業者など、関係する業種が多く、地元経済への波及効果が高いものばかりです。しかし、現在はイベント等の縮小によって受注が大幅に減り、こうした業者は、苦しい経営が続いている状況なのであります。

県では、国の基準を準用し、全国的・広域的な祭などについては、中止を含めて開催を慎重に検討するよう定めておりますが、その他のイベントについては、例えば室内で行われるものはその収容人数の五十%までの参加とするなどの制限はあるものの、開催そのものを否定するものとはなっておりません。また、冠婚葬祭については、県をまたぐ移動の自粛といった制限はないのであります。こうした実情を踏まえ、県として、地元経済の活性化に資する冠婚葬祭やイベントの開催について、感染症対策は主催者においてしっかりと講じてもらうことは当然であるにしても、過度に委縮することなく開催することを推奨していくという、県としての明確な姿勢を打ち出していきたいと思っておりますがいかがでしょうか。知事の御見解をお伺いいたします。

三点目は、雇用の維持に向けた支援策について、産業労働部長にお伺いします。

厚生労働省が今月一日に発表した七月の全国の有効求人倍率は一・〇八倍で、前月の一・一一倍から〇・〇三ポイント落ち込み、七か月連続の悪化となつており、二〇一四年四月以来、六年三か月ぶりの水準となりました。経済活動は徐々に再開されているものの、依然、新型コロナウイルス感染症の影響で雇用情勢は厳しいものとなっております。また、同省の発表によりますと、コロナに関連する解雇や雇止めが、八月三十一日時点で見込みも含めて五万三千二十六人になつたと明らかにしています。

本県の状況を見てもみますと、秋田労働局の発表によれば、七月の有効

求人倍率は一・二五倍で、前月の一・二四倍から〇・〇一ポイントの増となっており、全国平均を上回るとともに東北六県の中で最も高い倍率となっております。これまで本県の有効求人倍率については、全国の平均を下回り、また東北の中でも下位であることが多かったのですが、コロナ禍の中、大変厳しい経営状況にあっても、求人意欲が維持されており、県内企業の底力に驚きを感じております。県ではこのような状況をどう分析し、どのように考えているのかをお知らせください。

一方で、県内における解雇や雇い止めは、九月四日時点で見込みも含めて七百四十人に上っており、東北の中では、宮城県、福島県、青森県に次ぎ四番目に高い状況となっております。県内の事業廃止や縮小により解雇や雇い止めがあった業種の内訳をみますと、感染拡大当初は、外出自粛や休業要請で打撃を受けた宿泊業が主でありましたが、最近では、受注減が原因で製造業が増えてきております。

国では、こうした全国的な状況を受け、雇用の維持に向けた対策として、引き続き、無利子・無保証料の事業資金融資による資金繰り支援のほか、雇用調整助成金の日額引上げの特例期限を九月末から十二月末まで延長して対応するなど、様々な対策を行っております。また、県においても、国の支援策と歩調を合わせた資金繰り支援や、企業が行う感染対策に対する支援のほか、商工団体等と連携した相談窓口の設置や各種制度のPRなど、きめ細やかな取組を行ってきており、これが一定の効果を上げ、雇用の維持につながっていることは評価するものであります。ただし、現状をみますと、今後すぐにコロナが収束し、経済状況が回復するとは考えにくく、長いスパンを踏まえた何らかの対策を早急に講じなければ、これまでの厳しい経営状況と相まって、宿泊業や製造業以外の業種でも多くの事業所が廃止や縮小に追い込まれ、それに伴い多くの解雇者が発生する可能性は否定できません。

雇用調整助成金については、先に述べたように、特例期限を九月末から十二月末まで延長して対応するとしているものの、多額の財政出動を

伴うためなのか、更なる期限の延長を国は明言しておりませんし、県の支援についても、現在、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しながら実施しておりますが、全国知事会等で継続の要望はしているものの、現時点で、臨時交付金が来年度以降も継続するといった話はないと聞いております。現在の雇用維持に向けた支援策はもろん必要でありませんが、これとは別に、国や県の支援が一定程度なくなった場合でも、企業が存続し、雇用を維持できるような企業の基礎体力を強化するような施策を進めていくべきではないかと考えますがいかがでしょうか。産業労働部長にお伺いします。

四点目は、飲食業への支援について、産業労働部長にお伺いします。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人の往来や移動が制限され、無用な外出自体もためらわれる中において、御承知のとおり、飲食業は経営に大きな影響を受けております。帝国データバンクが九月十一日に公表した資料によれば、全国での新型コロナウイルス関連倒産五百十七件のうち、飲食店は七十四件と業種別では最多であり、緊急事態宣言下での営業時間の短縮要請などが経営を直撃したものと考えております。また、コロナによる経済への影響を分析するため、内閣府が提供している「VIRESA」によれば、県内の飲食店情報のサイト閲覧数は、五月の第一週に対前年比マイナス七五%と大幅な減少を記録し、その後、七月の第四週にかけて上昇を続けますが、県内で四月中旬以来の感染者が確認された以降は再び減少に転じ、八月の第三週は対前年同期比マイナス五〇%となるなど、飲食店に対する関心は、感染症の発生に敏感に反応する傾向が見られ、飲食店が感染症の拡大防止と事業の維持を両立させることは、極めて難しいことをはっきりと表しています。

この間、県では五月補正予算において、「秋田の飲食店」県民応援事業として総額十九億円余りの予算を投じ、プレミアム飲食券の発行を通じた飲食店での消費喚起を促す対策を講じており、また、この度は飲食券の利用期間を延長し、消費の下支えに引き続き努めるなど、県の取組

には一定の評価をしております。しかしながら、飲食店からは、せっかく利用していただいた飲食券でも、実際の換金まで時間を要し、運転資金の確保に結び付いていないとの声も聞かれます。県ではこのことについて、どのように考えておられるのか、お聞かせください。

一方で、飲食店が経営を維持するためには、飲食店自らが感染防止対策をしっかりとして実施していることをアピールするとともに、店舗内での飲食にとどまらず、テイクアウトやデリバリー等にも取り組むなど、事業の継続に向けた工夫が必要であります。ただし、県内の飲食店は、そのほとんどが個人事業主や小規模事業者と考えられ、十分な経営体力を有しているとは言い難いことから、売上げが減少している中、店舗での三密回避のための工夫や、新たなテイクアウト商品の開発などに必要なわずかな投資でも経営にとっては大変な負担であります。そのため、飲食券による消費の喚起はもとより、今後は、飲食店自らが行う感染防止対策や、経営の再建に向けた新たな取組等を積極的に支援していくことも必要であると考えますがいかがでしょうか。

今年の一月に公表された平成二十九年秋田県県民経済計算によれば、宿泊・飲食サービス業の名目GDPは、一千四十三億七千万円で、県全体のGDPの約三%を占めており、全国的には、宿泊・飲食サービス業は全体の二・五%であることを踏まえると、わずかではあります。本県では、飲食サービス業等の不振が与える経済への影響はより深刻であると捉えるべきです。飲食店が自らの展望の下、経営を継続していくよう、県として今後どのように対策を講じていくのか、産業労働部長にお伺いします。

次に、クマ対策について、知事にお伺いします。

昨今、クマの目撃情報が毎日のように地元紙で報じられており、いかにクマが人里や民家近くまで現れ、地域住民を脅かし、不安を抱かせているかが分かります。要因として、クマの生息数の増加と一昔前のようにクマを仕留めるマタギが高齢化に伴い少なくなっていることも挙げら

れます。北秋田市の阿仁地区や、由利本荘市の鳥海ダムに沈むこととなる鳥海町百宅集落には、かつて多くのマタギがおり、クマにとって天敵である人間は怖い存在であり、人里に降りてくることはなかったのです。そのような中、先月二十九日、秋田県立総合射撃場に「狩猟技術訓練施設」が新たに開場したことは、関係者のもとより、人身被害や果樹被害等に不安を抱えている県民にとって、この上ない朗報であるものと思われまます。一人でも多くの狩猟技術者が育成されることが望まれます。

なお、私どもみらい会派には、土谷勝悦議員、東海林洋議員の二人が狩猟免許を所持しておりますことを申し添えます。

さて、今年には、私にとって、クマに関する衝撃的な出来事が二つありました。一つには、七月の集中豪雨による被害状況調査で由利本荘市東由利を訪れた際、近くにある県指定の天然記念物、法内の八本杉を見るため立ち寄ったときであります。車を駐車してから徒歩で十分ほど山に登っていき、やつとの思いで現地に到着したそのときであります。目の前の木から「ガサガサツ、ガガガツ」と、今まで聞いたことのないような激しい音がしたかと思うや否や、クマが木の幹を後ろ向きに降りてきたのです。クマは木登りが得意であることは承知してはいたのですが、木から下りるときも、後ろ向きではありませんでしたが、非常に素早く、大変驚きました。クマも人の気配を感じとり、とっさに降りてきたのです。私は、恐怖の中、もしクマが向かってきたら、ただやられればなしではなく立ち向かおうと思ひ、後ずさりしながらも付近に落ちていた太めの木の棒を拾い取り、襲ってきたときにクマの口か目を思いっきり突いてやろうと思ひながら、後ろを振り返りつつ、必死に山を降りたのでした。幸い、クマも反対方向に逃げていき難を逃れることができました。そのときは必死だったので何も考える余裕はなかったのですが、後から冷静に考えると、本当に背筋が凍るような思いでした。二つ目は、矢島町にある私の実家でのことでもあります。このときはクマとは遭遇しなかつた

のでありますが、草刈り機で実家の周りの草刈り作業中、集落の会長さんが来て、この近辺にクマが出没したとのことでした。役所にも報告したそうで、目撃情報のチラシを配布してありました。それを見ると、目撃された場所が私の実家前の道路だったのであります。私は、夏場は草刈りなどで週に二回ほど実家に行っておりますが、クマが出たという話は、幼少の頃から聞いたことがありませんでした。実家の周りには近所の猫がいつも遊びに来ていたのですが、どうりで最近見かけなくなつたと思っていたら、クマに恐れをなしてのことなのでしょう。いずれにいたしましても、身近でこのようなことが頻繁に起こると、今まで以上にクマ対策を考えるようになりました。

秋田県内には、およそ四千四百頭ものクマが生息しているとのことであります。また、八月末現在のクマの目撃件数は、前年から百八十二件増の六百八十四件、人身被害人数は、前年から二人増えて七人となっております。こうした人間とクマとの接触の機会が増えてきているという実情を踏まえ、これまで以上の取組が求められると思いますが、県として今後のクマ対策をどのように強化していくのか、知事の御所見をお聞かせ願います。

最後に、その他で質問があります。サッカーブラウブリッツ秋田に関して衝撃的なニュースが飛び込んできました。詳細はこれから更に明らかになると思いますが、Ｊリーグは、観客の入場者数を水増しして報告をしたブラウブリッツに対し、罰金四百万円の処分を発表したとの報道です。今期負けなしと好調のチームにとって、選手、関係者はもとより、これまで応援してきた秋田県民の皆様、とりわけ熱い応援をして支えてきた、TDKさんを始めとする由利本荘地域の皆さんも何ともやりきれない思いであります。

そこで知事に一点だけお聞きします。今回の件によって、県として新スタジアム構想に影響を及ぼすことになるのか、お聞きいたします。以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございます。

(拍手)

●議長（加藤鉦一議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君）登壇】

●知事（佐竹敬久君） 三浦英一議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症に関する諸課題について、陽性者に係る情報の公表の在り方でございます。

国が感染症法に基づき示しました基本方針を参考にしつつ、感染者の症状や滞在時間、接触者の人数・属性等の様々な条件から、感染拡大の防止と個人情報保護とのバランスを考慮して判断する必要があります。また、様々な事例により、いわゆる「場合の数」が多いことから、公表基準を一概にパターン化することは難しいのが実状であります。こうした中でも、県ではこれまで、居住地情報については保健所管内とし、濃厚接触者等が把握可能な場合は個別箇所名を公表しない一方で、医療従事者や介護施設など影響が大きい場合は、病院名等の詳細な情報を公表するなど、幾つかの原則に従って対応しております。

なお、一般のクラスター事案に係る高校名については、特定が極めて容易な状況にあったことから、いらぬ混乱を避けるため公表したものであります。未成年者の情報公表に当たっては、感染者等への偏見や差別が後を絶たない中、多数の方への迅速な注意喚起の必要性を勘案しつつも、プライバシーと人権に最大限配慮する必要があると考えております。

次に、祭事やイベントの開催でございます。

イベント等は、その性質上、不特定多数への集団感染リスクが考えられ、医療提供体制が脆弱な地方においては、医療体制をひっ迫させる可能性があり、県では、これまで国の方針に基づき段階的に開催制限の緩和を行ってきたところであります。

こうした中、これまで得られた新型コロナウイルス感染症の新たな知見を踏まえ、今月十九日からは、クラシックコンサートや映画など大声

での歓声等が想定されないものについては、感染防止策の徹底を前提に、五千人以下の会場であれば収容定員までの入場が可能となったところであり、本県においては、これによりかなりの部分がカバーされるものと考えております。

感染防止策については、新たなエビデンスを基にした見直しが進められてきているところでありますが、県民の皆様においても「新しい生活様式」を踏まえた感染予防策を実践していただくとともに、事業者の皆様にあつては、「感染拡大防止ガイドライン」を参考に、必要以上に委縮することなくイベント等を開催していただきたいと考えており、この面についても、県民及び事業者に対する周知を広めてまいります。

次に、クマ対策でございます。

近年、人里におけるクマの出没が相次ぎ、人身被害も多く発生していることから、依然として憂慮すべき状況が続いております。

県では、これまで、対策を担う市町村や関係機関・団体と連携しながら、人とクマの棲み分けを目指したゾーニング管理の導入や、クマの侵入を防止する電気柵・緩衝帯の整備のほか、クマの生態や遭遇時の対処法に関する出前講座の開催、捕獲の担い手となる狩猟者への支援など、ハード・ソフト両面から対策を進めております。また、専門的知識を有する職員を配置した「ツキノワグマ被害対策支援センター」の開設により、こうした取組の一層の充実を図っているところであります。さらに、ゾーニング管理のモデル地区での成果を全県各地へ普及させていくほか、市街地に出没したクマへの対応に関する市町村マニュアルの策定支援を行うとともに、マニュアルに基づく訓練を通じて課題を整理・点検し、今後の対策に生かしていくこととしております。加えて、他県で導入されておりますドローンやベアドッグを活用した追払い、人の怖さを学習させたクマを山に返す取組等の情報収集、クマが嫌がる成分を染み込ませた木製杭の忌避効果の検証にも取り組んでおります。

本県の豊かな自然環境の中で、人とクマが適切な関係を保つことがで

きますよう、関係機関等と連携を図りながら、被害防止対策を推進してまいります。

ブラウブリッツの件でございます。何分、昨日の今日でございますので、ノー原稿でやります。

本県のように人口の少ない地域において、多くの観客を動員することは非常に難しい面がありますが、スポーツはやはりルールであります。そのルールを守ってこそ、スポーツであります。そういう意味で、大変あのような観客の水増しは残念なことでございます。

ただ一方で、選手諸君は一生懸命頑張つて、あの問題には選手諸君そのものは直接関与してございません。そういう意味で、経営陣も大変反省してございますし、また、今年、一生懸命選手が頑張っておりますので、私どもとしては、やはりブラウブリッツがこれからしっかり反省しつつ頑張つて、正々堂々とルールを守つて、これからも進む前提で、そういう意味からすると、まだまだこれからしっかりと、単に今の問題だけを捉えるのではなくて、今後の可能性をしっかりと見極めつつ、スタジアムの件については、これによって、県あるいは市の考えが左右されるということはありません。

以上でございます。

【産業労働部長（猿田和三君）登壇】

●産業労働部長（猿田和三君） 私から二点についてお答えいたします。

まず、雇用の維持に向けた支援策についてであります。

本県の有効求人倍率は、依然高い水準を維持しており、これは経済の持ち直しへの期待による県内企業の事業意欲などを背景に、現時点では新規求人数が一定程度確保されているためと考えております。一方で、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、今後の雇用情勢については、なお予断を許さない状況にあるものと認識しております。

県では、県内企業が引き続き事業推進への意欲を持つて、雇用を維持していく態勢が図られるよう、独自の支援制度を創設することとしてお

り、今後も離職者の発生状況など、県内雇用情勢の確な把握に努めながら、時機を逸することなく、必要な対策を講じてまいります。

また、個々の企業の経営基盤強化に向けては、県内の中小企業者がそれぞれの強みを生かした企業間連携や、事業規模の拡大、経営の多角化を目指したM&Aなどについて積極的に支援してまいります。

次に、飲食業への支援についてであります。

県内飲食店の事業継続を下支えするため県が発行しているプレミアム飲食券は、九月十六日現在、延べ十六万人から約二百十万枚、金額にして二十一億円の申込みを頂いております。この度、更なる消費の拡大を図るため、利用期間を来年二月末まで延長したところであり、今後、電子チケットのシステムを改良するなど、県民がより利用しやすい環境づくりに努めてまいります。

御指摘のありました加盟店における飲食券の精算については、飲食店へ早期に代金を支払うため、八月から、支払日を月二回から三回に増やし、その旨加盟店への周知を徹底したところであります。このほか、飲食店が感染症の状況にかかわらず、事業を継続するためには、飲食店自らが意欲的に取り組む新商品・新サービスの開発・販売や、業界のガイドライン等に基づく感染防止対策が重要であります。県では、小規模事業者が商工団体の助言を得ながら行う、こうした新たな取組への補助事業を拡充するほか、店舗での感染症予防対策に活用できる支援制度を創設するなど、飲食店が意欲を持って経営を継続し、業態転換など新たなビジネスモデルにも挑戦できるよう、後押ししてまいります。

以上でございます。

●議長（加藤鉦一議員） 三十七番三浦議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前十一時四十分休憩

午後一時三十分再開

出 席 議 員	四十二名
一 番 小野一彦	二 番 松田豊臣
三 番 鳥井修	四 番 宇佐見康人
五 番 住谷達	六 番 児玉政明
七 番 小山緑郎	八 番 鈴木真実
九 番 薄井司	十 番 加賀屋千鶴子
十一番 吉方清彦	十二番 佐々木雄太
十三番 杉本俊比古	十四番 鈴木健太
十五番 佐藤信喜	十六番 今川雄策
十七番 鈴木雄大	十八番 加藤麻里
十九番 佐藤正一郎	二十番 三浦茂人
二十一番 小原正晃	二十二番 沼谷純
二十三番 高橋武浩	二十四番 佐藤雄孝
二十五番 北林丈正	二十六番 竹下博英
二十七番 石川ひとみ	二十八番 東海林洋
二十九番 渡部英治	三十番 原幸子
三十一番 工藤嘉範	三十二番 近藤健一郎
三十四番 佐藤賢一郎	三十五番 小松隆明
三十六番 石田寛	三十七番 三浦英一
三十八番 土谷勝悦	三十九番 柴田正敏
四十番 川口一	四十一番 鶴田有司
四十二番 鈴木洋一	四十三番 北林康司

地方自治法第二百二十一条による出席者

休憩前に同じ

●副議長（佐藤賢一郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一、一般質問を継続いたします。十五番佐藤議員の発言を許します。

【十五番（佐藤信喜議員）登壇】（拍手）

●十五番（佐藤信喜議員） 自由民主党会派の佐藤信喜です。この度、一般質問の機会を与えていただきました先輩、同僚議員の皆様から感謝を申し上げたいと思います。

それでは、通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。はじめに、食品製造業について、農林漁業も関連付けながらお伺いします。

一点目は、「農業県」を標榜する本県食品製造業の相対的な低位に關連した認識と対応などについてであります。

農林水産省の「生産農業所得統計」によりますと、二〇一八年における本県の農業産出額は、一千八百四十三億円と東北の最下位でしたが、二〇一四年の一千四百七十三億円から二五%の増加となっております。また、経済産業省の「工業統計」では、二〇一八年の食料品の製造品出荷額等は一千百二十五億円で、農業産出額と同じく東北の最下位でしたが、二〇一四年の九百四十八億円から一九%の増加となっております。しかし、本県の食料品の製造品出荷額等は、大きく伸びてはいるもの東北では唯一、三千億円未満にとどまるという現状にあります。また、東北各県の農業産出額に対する食料品の製造品出荷等の比率を見ますと、宮城県の三三九%は隔絶しておりますが、各県ともに一四〇%前後に達している中で、本県のみ六一%と、一〇〇%を大きく割り込んでいるのが実状です。つまり、本県の食品製造業は東北の中でも圧倒的に低位にあり、農業県を標榜するも、その県産農産物を加工食品等にうまく活用しきれない状況にあると言えるのではないのでしょうか。

そこで知事に伺います。東北の他県と二千億円強もの落差がある本県の食料品の製造品出荷額等について、食品製造業側にはどのような要因があると分析されているでしょうか。今後の方向性と併せてお聞かせく

ださい。

また、農業産出額に対する食料品の製造品出荷額等の比率が低くなっていることについては、食品製造業者などの需要者個々の求めに応じたバリエーション豊かな県産農産物の「四定」、すなわち、定時、定量、定質、定価の供給体制を確立しきれないことが要因の一つであると考えられ、本県の食品製造業出荷額を押し上げるためにも早急な取組が必要と思いますが、県産農産物の供給体制を「ウイズコロナ・アフターコロナ」における巣ごもり消費など、新たなライフスタイルへの対応等も見据え、早期に改善させる有効な方策等はないのか、御所見をお伺いします。

二点目は、更に一步踏み込み、食と農の連携をベースとしたビジネスシステムとしてのフードチェーン構築の必要性についてです。

今年の二月に公表された農林水産省の「平成二十七年農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」によりますと、二〇一五年における我が国の飲食費の最終消費額は、以前のピークであった一九九五年の八十二兆五千億円から一兆四千億円増の八十三兆八千億円となりました。この約八十兆円という数値は、一九九〇年代からリーマンショックまでの国家予算に比肩する金額であり、これを国民は食べ物に支出しているという事です。

さて、その内訳ですが、生鮮品等が十六兆五千億円から十四兆一十億円に二兆四千億円の減、外食は二十六兆八千億円から二十七兆四億円の六千億円の増、加工品は三十九兆二千億円から四十二兆三千億円に三兆一千億円の増となっております。生鮮品等だけが十五%近い減少となっております。また、飲食費の最終消費額の国内農林漁業への帰属額は、この間、十一兆七千億円から九兆七千億円に二兆円もの減少となり、飲食費の最終消費額に占める割合も一二%に過ぎません。

ここで、国内農林漁業への帰属割合を遡ると、一九八〇年の二五%から一貫して減少を続けており、これを相殺する形で食品関連流通業が二

七%から二〇一五年には三五%に増加し、帰属額は二十九兆五千億円に上ります。そのほか、二〇一五年における帰属額及び帰属割合は、国産食品製造業が十九兆八千億円で二四%、外食が十六兆一千億円で一九%などとなっております。要するに、農林漁業関係者の取り分は、縮小傾向をたどり続ける一方で、国民が支払う飲食費の最終消費額という次元からすれば、生鮮品等の外にはその五倍の七十兆円、国内農林漁業の帰属額の外にはその八倍の七十四兆円もの巨大市場が広がっているということです。そして、その傍証として、公益財団法人食の安全・安心財団の資料によると、「食の外部化率」は一九七五年の二八%が二〇一八年には四四%まで上昇しており、また、これを一%から一〇%へと十倍増となっている中食が牽引しております。

中食とは、調理済み食品を自宅で食べることを指しますが、例えば、一般社団法人日本惣菜協会の資料を見ると、二〇一八年の惣菜市场は二〇〇三年の一・五倍の十兆円、うち「袋物惣菜」と言われる容器包装後に低温殺菌され、冷蔵で一か月程度日持ちする調理済包装食品は、二〇一二年の四倍増の七千億円超とされ、「お袋の味」は、もはや「フクロの味」に取って代わられたと言えるのかもしれない。精米についても、農林水産省の「食料需給表」などによると、一人当たりの消費量が一九九五年度から二割ほど減少したばかりでなく、中食及び外食向け消費は、一九九七年度の二〇%弱が今や三〇%前後にまで達しております。例えば、「独り者は、御飯は食べるが、お米は食べない」、お米を御飯にするのは家庭の機能であるということです。しかも、国立社会保障・人口問題研究所が二〇一八年に発表した「日本の世帯数の将来推計」では、二〇四〇年には「単独」、「夫婦のみ」、「独り親と子」世帯の計が一般世帯総数の七〇%を超えるとされており、家族の極小化、言葉を変えれば、「核家族の崩壊」ともいえるべき事態が現出することから、このような「食の外部化」の潮流は、より加速化していくことが想定されます。実際、農林水産政策研究所は、二〇一五年を百としたときの指

数で、二〇四〇年には、生鮮食品が八十九となるのに対し、外食は百十三、加工食品は百三十二になるという予測を公表しております。他方、ヨーロッパ、とりわけオランダ、ドイツ、フランス、スペイン、ベルギーのような先進国では、農業も食品産業の一環として位置付けながら、農産物の生産から加工、流通までを一連のプロセス、すなわちフードチェーンとして捉える傾向が定着していると聞きます。そして、これらの国々の共通項は、国土や市場の狭さを克服するため、域外や海外に活路を見出し、自国の安価な作物の加工によるブランド食料品等、高付加価値食品の輸出国へと転換、原料生産偏重型の農業からの脱却を果たしたということにあります。

農業関係者の営々とした努力にもかかわらず、我が国においても、一次産品のマーケットの傾向的縮小は既定となり、産地間等のパイの奪い合いの一層の激化が確実となる中、食と農の連携による中食等への進出、加えて移輸出を含む新市場の開拓は喫緊の課題と言えます。一点目での取り組みも踏まえつつ、こうした次のステージへの展開を導くため、これまでの政策施策で十分なのか、あるいは、新たな方策等を想定されているのか、知事の御所見をお伺いします。

次に、農業の就農者一人当たりの付加価値額、すなわち労働生産性についてお伺いします。

「平成二十八年経済センサス」によりますと、全国の二〇一六年における労働生産性は、平均で五百三十六万円、産業別では農林漁業の三百三十九万円に対して、本県の就業者数順に見ますと、卸売業・小売業が五百四十万円、医療・福祉が三百十八万円、製造業が六百六十万円、建設業が五百八十三万円などとなっております。また、製造業のうち食料品製造業は四百三十四万円です。そのほか、情報通信業が九百七十六万円、農林漁業協同組合や郵便局等の複合サービス事業が五百二十八万円となります。

なお、「経済センサス」では、農林漁業における個人経営の事業所は

対象外とされます。

食料品製造業を細分化した労働生産性につきましては、農林水産省の「平成三十年度食品産業動態調査」で行われておりますが、ここでは、二〇一二年から二〇一六年までの平均値として、主に大手企業の領域となる調味料や精穀・製粉、動植物油脂等の「素材型」が一千六百三十九円、多くの中小・零細企業が主体の「加工型」が七百四十三万円となっております。一方、パースル総合研究所は、経済成長については、政府が二〇一八年一月に公表した「中期の経済財政に関する試算」、人口動態については、国立社会保障・人口問題研究所が二〇一七年に公表した「日本の将来推計人口」に基づき、二〇三〇年段階の労働市場の推計を掲げております。ここでは、二〇三〇年には、七千七十三万人の労働需要に対し、六千四百二十九万人の労働供給しか見込めず、二〇一九年の百二十一人の五倍強に相当する六百四十四万人の人手不足が生じ、これに伴って、時給換算した実質賃金は一千八百三十五円から二千九十六円に上昇するとしています。

このように、ほとんどの産業が個人経営の事業所を含まない農林漁業のほぼ倍の労働生産性を示し、さらには、コロナ禍による景気後退が仮に一過性でなかったとしても、人手不足の進行は構造的なものとなっております。そして、従業者一人当たりの付加価値額は、賃金水準の大枠を規定することは言うまでもありません。このことは、県が二〇一九年に公表した「人口や経済などのデータから見る秋田の現状」においても、賃金と人口流出率が負の相関関係にあることに加え、その賃金と労働生産性には正の相関関係が存在すると記されております。そのような状況下において、農林漁業がこれからも生き残っていくためのキーワードは、労働生産性を「他産業並み」に引き上げることであろうと考えます。

そこで農林水産部長に伺います。現在、本県農業の労働生産性は、作物別、規模別、経営形態別におおむねどのような水準にあるのか、把握

されている範囲でお教えください。また、本県では大規模園芸拠点や大規模畜産団地等の整備を強力に促進していますが、ここでは、どの程度、生産性が上昇しているのか、そして、見込んでおられるのかお聞かせください。さらに、法人経営であるとすれば、団地数や販売額、産出額といった数値以上に、収益性などの指標が必要になると思いますが、いかにお考えでしょうか、お聞かせください。

その上で、今度は知事にお伺いします。「他産業並み」に労働生産性を高めることが今後不可欠ではないかということに関わる御見解、また、そうであるとすれば、そうした農業の実現のための方策等について、知事の御所見をお伺いします。

次に、本県の木材産業の振興に関する木材高度加工研究所の立ち位置や在り方などについてお伺いします。

東京に本社を置く大手住宅建材商社が二〇〇六年に大館市の大断面集成材工場、二〇一三年には五城目町の構造用集成材工場を相次いで子会社化しました。そして、二〇一八年には、秋田県木材産業協同組合連合会会長を務められた能代市の集成材工場が自己破産、今年に入ってから、県北の主立った木材加工関連企業に限っても、既に大館市の木材市場と製材工場、北秋田市の製材工場、能代市の二つの製材工場の計五社が破産申請や特別清算等に追い込まれております。一方、木材高度加工研究所のホームページで研究分野を見ますと、極めて多岐にわたり、技術移転等の受け皿となるような企業が果たして県内にあるのかといった疑問を抱かざるを得ません。このような観点から、平成三十一年第一回定例会におきまして、「木材高度加工研究所は県立大学に属しているものの、県工業技術センターが担ってきた木材加工部門を引き継いだ経緯、さらに、『秋田県の木材産業を資源依存型から技術立地型に転換するための基盤の確立』、すなわち産業振興を明確に設立目的として発足していることなどからしても、現在も公設試験研究機関という性格を有するものと理解して」いる旨の一般質問をさせていただいたところでありま

す。

他方、県では、「三期プラン」において、丸太の生産量について、二〇一六年の百四十七万立方メートルを、計画終了時の二〇二一年に一五〇増の百七十万立方メートルに、杉製品の出荷量については、五十九万立方メートルから二割増の七十一万立方メートルまで増産を図るとしております。また、「施策の方向性」の一つには、「秋田スギを活用した新たな木質部材等による需要拡大」が掲げられております。この「秋田スギを活用した新たな木質部材等」の開発における重要な担い手が木材高度加工研究所であることは、言うまでもないと考えます。

そこで、あきた未来創造部長に伺います。現在、木材高度加工研究所において、こうした数値目標、特に本県の杉製品の出荷量の増加に結び付くことが想定される研究テーマはどれくらいあるのか、それは具体的にどのようなものなのか、県内企業が受け皿として期待を寄せていいものなのか、お聞かせください。

また、木材高度加工研究所が、三期プランに掲げる目標を達成するためのより重要な組織となるためには、大学に属する組織という現在の形式ではなく、農業試験場、林業研究研修センター、産業技術センターと同様に、より地元企業等に密着した組織である公設試験研究機関へと組織を改めるべきではないかと考えますが、農林水産部長の御所見をお伺います。

次に、移住・定住の促進についてお伺いします。

はじめに、高速通信網の整備について伺います。

皆さん御承知のとおり、国立社会保障・人口問題研究所が公表したデータで、二〇四〇年頃の秋田県人口が約七十万人と推計されたことを受け、本県においても人口減少の危機的な状況を回避すべく、あきた未来総合戦略を策定し、移住・定住対策については、定住サポーターの養成、移住者間のネットワークの構築支援など、移住者へのサポートの充実や市町村と連携した空き家の利活用の促進を図るなど、人口減少対策

に取り組んでまいりました。その結果、地域おこし協力隊や農業、水産業の移住制度などを活用し、本県の魅力に誘われ、移住してきた方々が昨年度までの十年間で一千七百六十七人と、着実に実績を積み上げてきたところです。

一方で、現実を見てみると、移住者に対して積極的に交流を深め、仲間意識をもって対応している地域と、移住者をよそ者扱いし、批判的な態度で相手にせず、悪く言えば、追い出しているような地域に分かれるような気がします。移住者の立場になると、見知らぬ土地で知り合いない秋田に一家で移住するということは、安定した会社を辞め、相当地な覚悟で決断してきていることと思います。人口減少が進む本県にとって移住者は大変貴重な人材であり、むしろ歓迎すべきだと思います。

将来の県内経済や生産性向上などを考慮すると、一人でも多くの移住・定住者を増やし、労働人口を確保していくということが大変重要であると考えます。その労働人口を増やす方法の一つとして、六月議会では宇佐見議員がサプライチェーンの国内回帰について質問しておりました。サプライチェーンの国内回帰の動きに合わせた企業への働きかけもいい方策だと思いますが、コロナ禍で導入が進んだテレワークの推進も有効であると考えます。テレワークを推進するための予算について、これまでの補正予算において関連する事業も計画されており、人口減少対策という大前提の下、これらの取組は積極的に推進していただきたいと考えます。

また、コロナ禍の中で進めるサプライチェーン誘致やテレワークの誘致には、インターネットを活用した会議や大容量ファイルの送受信を行うための環境ということ、高速通信網やWiFiの整備が重要であると考えます。現在、本県においては、一部の光回線未整備地域を除く、ほぼ全域に光回線が導入されておりますが、この数年の間に、ウェブページも動画や高画質の写真が使われるようになったことや動画サイトや映画などの閲覧、コロナ禍によるウェブ会議やオンライン授業での利

用など、デジタル化の進展に伴いトラフィック量が増大し、速度低下や使用できない時間帯の発生が生じてきていると感じております。事実、私の自宅では、光回線を使用しておりますが、速くて二十三メガバイト程度、時間帯によっては百キロバイト程度しか出ないときもあるなど、不便を感じることも多くなってきました。サプライチェーン誘致やテレワークを推進していくためには、ストレスなく使える高速通信網の整備が必須であると考えます。

そこで、県内全域における通信速度の状況調査、未整備地区への光ケーブル導入や5Gを踏まえた高速通信網の整備方針などについて、企画振興部長にお伺いします。

次に、移住・定住促進住宅の整備についてお伺いします。

住環境は、移住・定住を考える上で重要なファクターであり、かつて県でも空き家の改修支援を行ってまいりました。そのスキームとしては、移住や定住が決まった後、リフォーム事業を活用し空き家をリフォームし居住していただくという流れになってまいりました。一方、他県の事例になります。高知県の梶原町では先に空き家をリフォームし、住環境を整えてから移住者を募集するという逆転の発想による積極的な取組により、昨年三月までの移住者が百八十七人という実績となっているようです。この取組におけるポイントは、町が十年から十二年、家主から無料で空き家を預かり、水回りの改修を基本としつつ、家のゆがみの調整や傷んだ畳をフローリングに変えるなど、国の補助金も活用し、四百五十万円から七百万円程度の最低限の改修を行い、移住者に月一万五千円で貸し出し、かけた費用を回収できた後に家主に空き家を戻すという手法です。この梶原町の手法では町だけが投資した金額を回収できることになりませんが、県と市町村の連携の中で、県の投資分も回収できる家賃設定にするなど、本県でも実施可能な手法にする余地はあるのではないかと考えます。

そこで知事に伺います。テレワークやワーケーションの推進を図るた

めにも、発想の転換を行い、受入れに積極的な市町村と共同で梶原町の実施した手法も参考にしながら、移住者への住居提供を目的とした移住・定住促進住宅の整備を行ってはいかがでしょうか。

最後に、国道一〇一号の整備についてお伺いします。

知事は、前回の選挙戦前に能代市を訪れた際、国道一〇一号の整備を進めるといふ発言をしたことを受け、平成二十九年六月議会の一般質問で、国道一〇一号は「災害時における緊急輸送道路や避難路の確保が重要と考えており、周辺の道路を含めたネットワークの形成について、関係市町とともに検討を進めてまいります」との答弁をいただいております。あれから三年が過ぎ、鹿角市の大湯環状列石、北秋田市の伊勢堂岱遺跡を含む北海道・北東北の縄文遺跡群が来年の世界文化遺産登録を目指し、先日まで、国際記念物遺跡会議、イコモスによる調査が行われておりました。この世界文化遺産が認定になると、県北エリアには世界自然遺産である白神山地と併せ、二つの世界遺産があることになり、観光という観点から盛り上がりを見せる可能性が拡大しております。

北海道・北東北の縄文遺跡群の関連施設は青森県にも八か所含まれており、白神山地を中心に周遊ルートを形成していくことも重要と考えられます。現在、青森県側では津軽自動車道が整備されてきており、秋田県側との連携が必要と考えられます。国道一〇一号の整備や日本海側の青森県との観光・防災に関わる道路整備に関する連携について、現状の取組状況を踏まえ、知事の公約に対する思いをお聞かせください。

これで私の一般質問を終了いたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

●副議長（佐藤賢一郎議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君）登壇】

●知事（佐竹敬久君） 佐藤信喜議員の一般質問にお答え申し上げます。まず、食品製造業等について、その現状と今後の対応の中で、今後の方向性等についてでございます。

本県の食料品の製造品出荷額等が低位にある背景には、食品製造業で大きなウエイトを占める畜産加工と水産加工において、県産原材料の絶対量が少ないことに加え、農産物においても、加工採算性を保つ単一品目の生産ロットが小さいことがあります。また、事業者の多くが小規模であることから、県産以外に広く国内外からの原材料も活用しながら、首都圏等の大消費地のニーズに対応した大量生産を行うことが難しいほか、本県の基幹作物である米の加工品については、戦前から餅の文化を背景に米加工が盛んな一部の県がマーケットを寡占しており、新規参入のハードルが高いことも要因と考えております。

このような中、県では、小ロットであっても付加価値の高い商品開発や販路拡大、設備整備等への支援のほか、地域を牽引する中核企業の育成を進めており、菓子製造事業者の県外進出や、近年において芽生えた県産畜肉の加工製造、異業種からの新規参入など、徐々に取組の成果が現れてきているところであります。さらに、今年度からは食品製造支援コーディネーターを配置し、生産が大幅に伸びているえだまめやネギ、高品質なイチジク、各種発酵食品など、県産原材料の積極的な活用の働きかけや、生産者及び流通事業者とのマッチングなどを強化しております。

食品製造業は、原材料の生産から最終製品の製造までを県内で完結できる数少ない業種であり、地域経済への波及効果も期待されることから、今後も、生産量が増加している農産物の品目の活用も踏まえながら、本県独自の加工技術や、発酵などの強みを生かした商品づくりなどを進め、本県食品製造業の一層の振興に努めてまいります。

次に、県産農産物の供給体制でございます。食品製造業者への農産物の供給形態は、市場出荷と組み合わせ、一定のロットの中から加工向けの規格に合うものを供給する方法と、専用の品種や栽培基準により、全量を契約栽培で供給する方法に大別されます。

本県においては、米を除き、総じてロットが小さいことから、業務用向けの農産物は少なかったものの、近年、メガ団地の整備等による生産拡大に伴い業務用ネギの供給が増えているほか、JAグループが大手牛井チェーン向けにキャベツの生産に取り組むなど、新たな動きが出てきております。また、県内向けには、需要が伸びております「いぶりがっこ」の原料を安定供給できますよう、オリジナル品種の開発や機械の導入支援、生産者の組織化に取り組んでいるほか、「百田」や「一穂積」など酒米の新品種を開発し、酒造メーカーへの安定供給に向け、現地での栽培実証に取り組んでおります。

一般のコロナ禍における巣ごもり需要の増加により、家庭で簡単に調理できます加工食品の消費が増えていることから、県内初のパック米飯工場の整備に支援するとともに、食品製造業者が地元の農産物を活用し、特色ある加工品づくりができますよう、引き続き、マッチングや生産体制の構築を進めてまいります。

次に、フードチェーンの構築でございます。

農業と食品製造業等が連携し、中食を含めた伸びしろのある市場へ展開していくことは、本県の食に係る産業の発展に重要であり、これまで「農商工連携」等の取組を進めてきた結果、食料品等製造出荷額は徐々に伸びてきてはいるものの、加工事業の規模が小さいことなどにより、必ずしも十分な付加価値を生んでいる状況にはないものと認識しております。

このため、県では、産地や事業者間の連携を強化し、メーカーの多様なニーズにきめ細かく対応した一次加工等の促進や、米の生産から加工、販売に係る事業者が一体となつて新商品開発や販路開拓を進める「あきたコメ活プロジェクト」の推進、さらには、発酵など本県ならではの技術を生かした商品開発等を支援しているところであり、また、来年春には、待望のパック米飯製造施設が県中部に建設され、主力農産物である「米」についても、「御飯」として市場に参入できることから、輸

出を含めた新たな販路の開拓に弾みがつくものと期待いたしてございます。

フードチェーンの構築に向けては、一次製品の生産から加工、販売にわたる幅広い事業者が、メリットを共有する中で取り組んでいくことが重要であることから、今後とも関係する機関等と連携し、本県の食の付加価値が一層高まりますよう、原材料の調達から加工技術の開発、販路開拓など必要な施策を講じてまいります。

次に、農業の労働生産性について、他産業並みの労働生産性の実現でございます。

農業においては、労働生産性を追求すれば、稲作を徹底的に大規模化し、少ない人数で生産を行っていくことになり、これは、人口流出を加速させ、地域社会の崩壊につながることから、労働生産性のみで論ずるべきではないと認識しております。重要なことは、この広大な農地をフル活用して、稲作の効率化を図りつつ、労働力を園芸や畜産等に投下し、マーケットに対応した生産を展開しながら、産出額を押し上げ、食料供給基地としての役割を果たしていくことにあると考えております。

このため、県では、ほ場整備の着実な推進や大規模生産拠点の整備などにより、複合型生産構造への転換を推し進めながら、次代を担う若者が、農業を職業として選択し、結婚や子育てなどのライフプランを描けるよう、他産業並みの所得を確保できる強い経営体を育成してまいります。

次に、移住・定住の促進について、その住環境の整備でございます。

県では、移住者の住環境の整備に向け、空き家を活用したモデル事業として、平成二十七年からの三年間にわたり、移住者の住居等を整備する市町村に対し助成する「空き家活用推進事業」を実施し、八市町村で二十二件の移住者向け住宅等が整備され、移住情報誌等に全国的な先進事例として取り上げられております。こうしたモデル事業の成果を踏まえ、移住者のための住環境の整備については、各市町村において、

地域の实情に応じた支援を行うこととし、現在、全市町村が移住世帯の住宅改修等に助成しているほか、二十三日町村において、民間事業者との連携を図りながら、空き家バンク等を通じた積極的な情報提供を行っております。

また、県では、住宅リフォーム推進事業において、移住世帯が購入した中古住宅のリフォーム等に対する助成を行い、昨年度は十七件の実績があったところであります。

なお、高知県内で活用されております国の補助事業については、実施主体となる各市町村との意見交換を行うなど、今後、本県での活用の可能性を十分に研究してまいります。

今般のコロナ禍の中で、リモートワークによる移住の増加が見込まれ、移住者等にとって満足できる住環境の提供が重要であることから、市町村との連携を図りながら、移住者等のニーズに対応した、きめ細かな支援体制の構築を目指してまいります。

最後に、国道一〇一号の整備状況でございます。

秋田・青森両県の交流拡大を図る上で重要な路線である国道一〇一号については、その整備により、広域観光周遊ルートの形成や災害時における交通機能の確保など、多様な整備効果が期待できるものと考えております。

県では、これまでに「能代拡幅」や「須田バイパス」等を整備済みであるほか、現在は、「竹生バイパス」等の整備を進めており、幹線道路としての機能強化に努めているところであります。

しかしながら、竹生地区以北において、交通事故が多発しているなど、対策が必要な箇所もあることから、引き続き、現地調査を実施するとともに、幹線道路としてのネットワーク機能が十分に発揮されるよう、青森県や関係市町村と連携を図りながら、今後とも、整備の推進に向けた取組を進めてまいります。

私から以上でございます。

【企画振興部長（出口廣晴君）登壇】

●企画振興部長（出口廣晴君） 私からは、高速通信網の整備についてお答え申し上げます。

県では、情報通信基盤の整備について、市町村や通信事業者と連携して進めているところであり、光回線の未整備地域においても今後導入が予定されていることから、県内のほぼ全域で高速通信環境が整備される見込みとなっております。また、インターネット利用時における通信速度は、プロバイダや通信経路、接続機器等によつて異なるほか、回線の混み具合で変化するため、個別の通信状況の調査は困難であります。通信事業者との連携により状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

通信サービスの維持・向上については、通信事業者の計画に基づき進められておりますが、テレワーク等の利用や、5Gの普及に伴う通信量の増加に対応した通信環境の確保が今後ますます重要となることから、県としましては、リモートワークの拠点整備等に支援するほか、通信事業者に対し、通信基盤の整備が着実に実施されるよう働き掛けてまいります。

以上であります。

【あきた未来創造部長（高橋修君）登壇】

●あきた未来創造部長（高橋修君） 私からは、木材高度加工研究所の研究テーマについてお答えいたします。

木材高度加工研究所は、全国でも数少ない「木材」を専門とする教育・研究機関として、「森林資源を活用した持続的な資源循環型社会の形成」に向けて、年間五十件程度の研究テーマに取り組んでおります。

具体的には、秋田スギの需要拡大を図る研究として、都市部での木材需要の拡大が期待される木質耐火部材の開発や、老朽化が進む橋梁床版の部材となるCLTの開発など、今年度は三十六件の研究が行われており、このうち二十一件は、県内企業と連携・共同して取り組んでおりま

す。加えて、昨年度は県内五十八社に対して百件を超える科学的・技術的知見に基づく指導や助言を行っているところであります。

県としましては、研究所に対し、今後も、競争力のある製品を開発したいという企業のニーズに応えるとともに、更に多くの県内企業に活用され、技術移転が進むよう、最新の研究成果などの情報発信の充実や、企業・関係機関との連携の一層の強化を働き掛けてまいります。私からは以上です。

【農林水産部長（佐藤幸盛君）登壇】

●農林水産部長（佐藤幸盛君） 私からは二点お答えいたします。

一点目の本県農業における労働生産性の状況等については、作物別に一時間当たりの労働生産性を推計すると、米は十ヘクタール規模で二千六百元、三十八ヘクタール規模で二千九百元、ネギは一千五十円、枝豆は八百五十円となり、労働生産性は、機械化が進み、労働時間が少ない土地利用型作物では高く、人手の多く掛かる園芸作物は低く、また、規模が大きければ高くなる傾向にあります。

一方で、農作業には季節性があり、労働ピークによつて経営面積が制約を受けることから、一概に労働生産性だけで判断することはできず、品目や作型を組み合わせる労働力を平準化できる園芸の方が、収益は多くなります。また、園芸メガ団地の昨年度の販売額は、十七億円を超え、県全体の販売額を押し上げており、参画している農業法人の一人当たりの販売額は、他の法人と比べて多い傾向にあることから、メガ団地での収益性と労働生産性は高いものと考えており、特に、スマート農業の実証に取り組んでいる菊団地での成果に期待しているところであります。

収益性の指標については、品目や営農類型ごとに、作業体系や労働時間と併せ、経営収支モデルを示しており、その上で、本県農業の目指す姿として、団地数や販売額等を目標に掲げ、農業関係者一丸となって、その達成に向けて取り組んでいるところであります。

二点目の木材高度加工研究所の位置付けについてであります。

本県では、木材高度加工研究所の研究成果を現場に普及するとともに、事業者のニーズを研究開発に反映させるため、県や能代市、木材加工企業等の産学官連携により、「秋田県木材加工推進機構」を設置しております。推進機構は、日常的に企業から技術相談を受けているほか、一時間耐火部材の普及に向けた技術移転や、建築士を対象とした研修会の開催など、企業と密接に連携した取組を行っており、公設試が有する普及の役割を担っております。

木材加工は、切断・切削・接合などの技術に加え、物性に関して学術的に探求することが重要であり、秋田スギを中心とした県産材の新たな用途を拓くためには、こうした研究所は必要と考えているところであり
ます。

以上でございます。

●副議長（佐藤賢一郎議員） 十五番佐藤議員の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後二時十九分散会